



石光商事株式会社  
S. ISHIMITSU & CO., LTD.

# 第73期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2023年6月29日(木曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

## 開催場所

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号  
シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

## 決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

### 書面又はインターネット等による議決権行使期限

2023年6月28日(水曜日)午後5時30分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、廃止させていただきます。

体調がすぐれない場合には、ご無理なさらず来場をお控えいただき、郵送又は電磁的方法にて議決権の事前行使をご検討ください。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット  
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2750/>



## 経営理念

# ともに考え ともに働き ともに栄えよう

私たち石光商事グループは  
社会に必要とされ続ける企業、  
社会から愛され続ける企業を目指します。

日本で、そして世界で、  
私たちは食の幸せに貢献します。

## 目次

● 第73期定時株主総会招集ご通知	2	● 事業報告	18
● 株主総会参考書類	9	● 連結計算書類	34
第1号議案 取締役7名選任の件	9	● 計算書類	36
第2号議案 監査役2名選任の件	15	● 監査報告書	38
		● 会社情報・株主メモ	46
		● 中期経営計画進捗	47

株 主 各 位

証券コード 2750  
2023年6月14日  
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

神戸市灘区岩屋南町4番40号  
**石光商事株式会社**  
代表取締役社長 石 脇 智 広

## 第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第73期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>



また、上記のほかインターネット上の東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

以下のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」  
「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（4～5頁）に従いまして、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- ① **日時** 2023年6月29日（木曜日） 午前10時
- ② **場所** 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号  
シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

③ **会議の目的事項**

- 報告事項**
1. 第73期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の第73期連結計算書類監査結果報告の件

- 
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席いただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 体調がすぐれない場合にはご無理をなさらず、来場をお控えいただき、インターネットによるライブ配信のご視聴をご検討ください。なお、インターネットによるライブ配信をご視聴の場合は、本招集ご通知の4～5頁の記載方法に従って、お早めに議決権の行使をお願いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>）に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**日時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時

### 書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分入力分まで

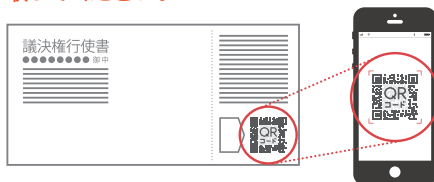
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

## インターネットによる議決権行使について

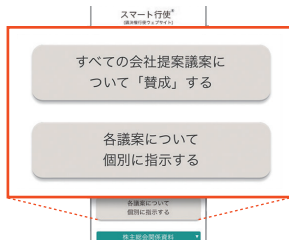
### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

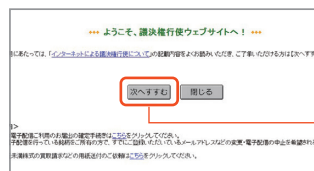
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

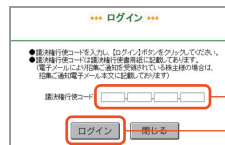
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

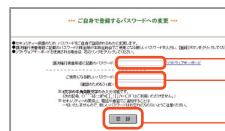
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031  
受付時間：午前9時～午後9時

## インターネットによるライブ配信及び事前質問のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のようにインターネットによるライブ配信を実施するとともに、株主の皆さまからの事前質問を承っております。併せてご利用ください。なお、ご視聴は株主様ご本人のみとし、同じIDでの同時ログインはできませんので、あらかじめご了承ください。

ライブ配信をご視聴される株主様は、会社法上の出席に該当せず、当日の議決権行使や質問はできません。あらかじめ、書面またはインターネットの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

配信日時

2023年 6 月 29 日 (木曜日) 午前10時 から

\*開会前の午前9時30分から接続可能となります。

視聴方法

【1】パソコン、タブレット端末、スマートフォン等により、下記の URL または QR コードを使用し、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。

<https://2750.ksoukai.jp>



【2】ID 及びパスワードを入力する画面が表示されます。

ID 株主番号 (議決権行使書用紙に記載の9桁の数字)  
パスワード 郵便番号 (議決権行使書用紙に記載の7桁の数字)

【ご参考】議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置

The image shows a proxy voting form for '〇〇〇株式会社' (Company Name). It includes a table for voting on various items, a QR code, and a barcode. Red boxes and arrows highlight the ID and password fields. The ID field is labeled '株主番号 (9桁の数字)' and the password field is labeled '郵便番号 (7桁の数字)'. The form also contains instructions for voting and a QR code for the live streaming site.

【3】以降は画面の指示に従って操作し、ご視聴ください。

## 事前に質問をする場合

### 受付期間

2023年6月15日（木曜日）から  
2023年6月22日（木曜日）まで

指定の専用ウェブサイトより、本株主総会の報告事項及び決議事項に関して、事前にご質問いただけます。  
多く寄せられたご質問につきましては、株主総会にて回答させていただきます。

個別回答はいたしかねますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。



専用ウェブサイト

<https://2750.ksoukai.jp>

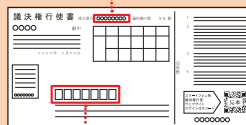


## ご利用方法

### ① ログイン画面に

下記 ID・パスワードを入力し、  
「ログイン」ボタンをクリック。

ID：議決権行使書用紙に記載の株主番号



パスワード：議決権行使書用紙に記載の  
郵便番号

### ② 「事前質問を行う」

ボタンをクリックし、  
ご質問をご入力ください。



ログインに係るお問い合わせ先

**0120 - 782 - 041**

[受付時間 午前9時～午後5時]  
※土日休日を除く

## お問い合わせ先

ライブ配信またはログインに関するお問い合わせは、議決権行使書をお手元にご準備の上、下記にお問い合わせください。なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ・株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

三井住友信託  
バーチャル株主総会  
サポート専用ダイヤル



**0120-782-041**

(受付時間午前9時～午後5時 土日休日を除く。)

株主総会当日に、ライブ配信の視聴に不具合が出て配信が見られない等の動画プレイヤーの不具合に関わるお問い合わせは下記をお願いいたします。

株式会社  
ブイキューブ  
コールセンター



**03-6833-6246**

(株主総会当日午前9時～株主総会終了まで)



## ご視聴に関する留意事項

- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ishimitsu.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ・インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・本ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

### ● 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方からとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となり、吉川宗利氏、近藤直氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、新たに1名を加え、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任	いしわき ともひろ 石 脇 智 広	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	なかの あきお 中 埜 晶 夫	取締役副社長	100% (14回/14回)
3	再任	ほんま こうぞう 本 間 孝 三	取締役 事業改革推進本部長	100% (14回/14回)
4	再任	おの ともあき 小 野 智 昭	取締役	100% (14回/14回)
5	再任	あらかわ まさおみ 荒 川 正 臣	取締役 コーヒー・飲料部門長 東京支店長	100% (10回/10回) ※
6	再任	社外 独立 ももせ のりこ 百 瀬 則 子	取締役	100% (10回/10回) ※
7	新任	社外 独立 おざわ まこと 小 澤 真		—

※印は、2022年6月29日就任以降開催の取締役会への出席状況であります。

1

# いしわき ともひろ 石脇 智広

(1969年12月23日生)

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)入社
- 2001年3月 当社入社 研究開発室長
- 2012年6月 当社執行役員 研究開発室長
- 2014年6月 当社取締役 執行役員 研究開発室長
- 2015年4月 当社取締役 執行役員 コーヒー・飲料部門長  
兼研究開発室長
- 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員研究開発室長
- 2019年4月 当社代表取締役社長(現任)

## ● 重要な兼職の状況

石光商貿(上海)有限公司董事長

## ● 取締役候補者とした理由

石脇智広氏は、研究開発・品質保証に関する豊富な知識と経験を有し、様々な分野からコーヒー文化の普及に尽力しております。2012年に執行役員として業務執行に携わり、2014年から取締役として企業経営に参画、2016年代表取締役就任とともに、「世界の食の幸せに貢献する」を理念とする中期経営計画を立案し、優れたリーダーシップで持続的な成長、社会的価値と企業価値の両立に取り組んでおります。また、2022年に立案した中期経営計画「SHINE2024」では、ROIC経営を中心とした新たな施策を打出すなど、更なる企業価値向上に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する  
当社株式の数

26,468株

2

# なかの あきお 中埜 晶夫

(1953年9月4日生)

## ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 (株)日本長期信用銀行(現 (株)SBI新生銀行) 入行
- 2004年11月 イーグル工業(株)入社
- 2010年7月 (株)雪国まいたけ入社
- 2011年9月 当社入社
- 2012年6月 当社執行役員 海外事業副部門長
- 2013年6月 当社取締役執行役員 経営企画室長
- 2015年4月 当社取締役執行役員 経営刷新室長
- 2016年6月 当社取締役副社長執行役員 経営刷新室長
- 2018年4月 当社取締役副社長執行役員
- 2019年4月 当社取締役副社長 海外事業部門長
- 2021年4月 当社取締役副社長(現任)

## ● 取締役候補者とした理由

中埜晶夫氏は、金融機関及び事業会社で為替等の市場業務、経営機関事務局、海外でのM&Aを含む事業再編等の豊富な知識と経験を有しております。2012年に執行役員として、海外子会社立ち上げ等業務執行に携わり、2013年から取締役として、中期経営計画の立案・事業構築、グローバルビジネスの推進、財務健全・強化に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する  
当社株式の数

51,092株

3

## ほんま こうぞう 本間 孝三

(1958年5月6日生)

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2009年4月 当社コーヒー・飲料部門長補佐  
兼コーヒー飲料チームリーダー
- 2009年6月 当社執行役員 コーヒー飲料チームリーダー
- 2012年6月 当社コーヒー加工品カテゴリーマネージャー  
兼コーヒー加工品チームリーダー
- 2013年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)出向
- 2013年6月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役  
社長
- 2020年6月 当社取締役 食品部門長
- 2022年4月 当社取締役 事業改革推進本部長 (現任)

### ● 取締役候補者とした理由

本間孝三氏は、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2009年に執行役員として業務執行に携わり、2013年からコーヒー加工を行う当社子会社関西アライドコーヒーロースターズ(株)の代表取締役として企業経営に携わっております。2020年に当社取締役として、食品部門を統括し、コロナ禍の厳しい状況下で営業基盤強化、在庫削減に取り組みました。2022年からは事業改革推進本部長としてDXのさらなる推進、ISO14001の取得に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する  
当社株式の数

5,270株

4

## おの ともあき 小野 智昭

(1959年1月2日生)

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年8月 当社入社
- 2008年4月 当社コーヒー・飲料部門長補佐 東京コーヒーチームリーダー兼東京支店長
- 2009年6月 当社執行役員 コーヒー・飲料部門コーヒー生豆担当兼東京支店長兼東京コーヒーチームリーダー
- 2011年4月 当社執行役員 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー兼東京支店長
- 2016年6月 当社執行役員 コーヒー・飲料部門長  
兼コーヒー生豆カテゴリーマネージャー  
兼東京支店長
- 2017年4月 当社執行役員 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
- 2017年6月 当社取締役執行役員 コーヒー・飲料部門長  
兼東京支店長
- 2019年4月 当社取締役コーヒー・飲料部門長
- 2020年3月 東京アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役  
社長 (現任)
- 2020年3月 当社取締役(現任)

### ● 取締役候補者とした理由

小野智昭氏は、入社以来一貫してコーヒー飲料事業に従事し、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2009年に執行役員として、業務執行に携わり、2017年から当社取締役として企業経営に参画しました。2020年から新たに当社グループに加わったコーヒー加工を行う当社子会社東京アライドコーヒーロースターズ(株)の代表取締役として企業経営に携わっており、営業基盤強化、在庫削減等企業価値向上に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する  
当社株式の数

16,341株

### ● 重要な兼職の状況

東京アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役社長

5

あらかわ まさおみ  
荒川 正臣

(1975年11月27日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 当社入社
- 2017年4月 当社コーヒー・飲料部門 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー
- 2019年4月 当社コーヒー・飲料副部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
- 2020年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー
- 2020年7月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼コーヒー飲料原料カテゴリーマネージャー兼東京支店長
- 2021年4月 当社経営役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
- 2022年6月 当社取締役 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長(現任)

● 取締役候補者とした理由

荒川正臣氏は、入社から一貫してコーヒー飲料事業に従事し、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2020年に経営役コーヒー飲料部門長として業務執行に携わり、2022年から当社取締役として、企業経営に参画しました。長年の海外取引の実績から海外仕入先とのコネクションもあり、コーヒー飲料部門を牽引しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する  
当社株式の数

6,900株

6

ももせ のりこ  
百瀬 則子

(1956年12月15日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年3月 ユニー(株)入社
- 2003年2月 同社環境部長
- 2013年2月 ユニーグループ・ホールディングス(株)業務本部グループ環境社会貢献部長
- 2014年5月 同社執行役員 グループ業務本部グループ環境社会貢献部長
- 2016年8月 ユニー(株)業務サポート本部執行役員CSR部長
- 2017年2月 同社上席執行役員 業務本部CSR部長
- 2017年9月 ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)執行役員 総務人事本部CSR・コンプライアンス部長
- 2019年2月 一般社団法人中部SDGs推進センター副代表理事 (現任)
- 2020年4月 ワタミ(株)執行役員 SDGs推進本部長(現任)
- 2020年6月 公益財団法人Save Earth Foundation業務執行理事 (現任)
- 2022年6月 当社取締役(現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

百瀬則子氏は、生活者に密接に関わりを持つ流通業として食品リサイクル、容器包装リサイクルの取り組みを行ってきました。公的にも環境省の政策評価委員をはじめ公職を歴任しております。2022年に取締役に就任してからは、高い知見をもとに独立した立場で重要な意思決定や経営全般の監督に十分な役割を果たしていただいております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。

再任

社外取締役

独立役員

所有する  
当社株式の数

一株

● 独立性について

百瀬則子氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 味の素(株)入社  
 2011年4月 ヤマキ(株)執行役員 家庭用事業部長  
 2013年6月 同社取締役上席執行役員 家庭用事業部長  
 2015年7月 同社取締役常務執行役員  
 2022年7月 同社顧問

### ● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小澤真氏は、食品業界において長年マーケティングとして活躍され、広報・広告についても幅広い知見・経験を有しておられます。時代の変化に合わせたマーケティングで生活者との複合的なコミュニケーションをとり、企業価値向上に大きな貢献をされました。当社においては、マーケティングの観点で独立した立場から重要な意思決定や経営全般の監督を期待しております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、当社社外取締役候補者としております。

### ● 独立性について

小澤真氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

新任

社外取締役

独立役員

所有する  
当社株式の数一  
株

### 取締役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。社外取締役候補者の就任又は再任が承認された場合には、当該契約を締結又は継続する予定であります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任又は再任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2023年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

## 当社取締役を求める専門性及び経験

候補 番号	氏名	会社経営・ 事業戦略	営業・ マーケティング	HR・労務	財務・会計	法務・内部統制・ リスクマネジメント	国際性・多様性	ESG・サステナビリティ ・CSV	科学技術・IT
1	石脇 智広	●		●				●	●
2	中埜 晶夫	●			●	●	●		
3	本間 孝三	●	●						●
4	小野 智昭	●	●					●	
5	荒川 正臣		●				●	●	
6	百瀬 則子		●			●		●	
7	小澤 真	●	●					●	

\* 上記一覧表は各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役草場鉄郎氏、板垣克己氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、草場鉄郎氏は本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、新たに1名を加え、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 よしかわ むねとし  
**吉川 宗利** (1957年10月5日生)

### ● 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2008年6月 当社取締役 総務人事チームリーダー  
2011年4月 当社執行役員 管理副部門長  
2017年4月 当社執行役員 管理部門長  
2017年6月 当社取締役執行役員 管理部門長  
2019年4月 当社取締役 管理部門長  
2022年4月 当社取締役（現任）

### ● 監査役候補者とした理由

吉川宗利氏は、2017年から2022年まで管理部門長を務めております。これまでの当社の経営全般にわたる豊富な経験と、財務・会計に対する幅広い知見を有しております。これらのことから、当社の監査役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査役候補者としております。

新任

所有する  
当社株式の数

5,599株



## ● 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 三菱化成工業(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社  
 1996年9月 バクリー化成 (現 PT.Mitsubishi Chemical Indonesia) 出向取締役経理部長  
 2002年10月 日本ポリケム(株)事務部経理GM  
 2004年1月 同社経理部長  
 2007年4月 三菱化学メディエンス(株) (現(株)LSIメディエンス) 執行役員経理部長  
 2010年6月 同社取締役執行役員  
 2014年4月 (株)生命科学インスティテュート常勤監査役  
 2019年6月 当社監査役 (現任)  
 2020年1月 特定非営利活動法人NGO世界アジア人財支援協会 常務理事

## ● 社外監査役候補者とした理由

板垣克己氏は、わが国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験され、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、その豊富な知見を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、これらのことから、引き続き当社社外監査役候補者としております。

また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 4年となります。

## ● 独立性について

板垣克己氏は、社外監査役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再任

社外監査役

独立役員

所有する  
当社株式の数

一株

## 監査役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。監査役が就任または再任された場合には、当該契約を締結または継続する予定であります。  
 3. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の就任または再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2023年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

## ご参考

# 当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者等ではないこと。
2. 当社の主要株主又はその業務執行者等ではないこと。
3. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等ではないこと。
4. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者等ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの業務執行者等ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等（法人・組合等の団体の場合はその団体に所属する者）ではないこと。
9. 現在及び過去3年間に於いて、上記2～8に掲げる者ではないこと。
10. 上記1～9に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族ではないこと。
11. 当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
12. 当社の社外役員として、通算の在任期間が8年を超えないこと又は通算の在任期間が8年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。

- (注) 1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の関係会社をいう。
2. 「業務執行者等」とは、取締役・監査役（社外役員除く）、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人。
3. 「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
4. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における（連結）売上高2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
5. 「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループの直近事業年度における（連結）売上高2%以上を当社グループに対して支払いを行っている者をいう。
6. 「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
7. 「多額の金銭」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上又は団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の（連結）売上高の2%以上をいう。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルスの影響が続くなか、WITHコロナのもとで各種政策の効果もあって徐々に経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。その一方、ウクライナ問題等に起因する世界的な資源価格高騰、さらには急激な円安の影響も相まって物価上昇圧力が高まるなか、今後の金融政策についてさまざまな思惑が広がり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

海外に関しては、米国は利上げによる景気下振れリスクはあるものの、安定した雇用環境のもと個人消費は底堅く推移し、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方欧州は、高インフレ及び利上げの影響により、景気はこのところ足踏みが続いております。中国は、ロックダウンの影響等から経済活動に停滞が見られましたが、ゼロコロナ政策の解除を機に回復基調を示しております。

当社グループの主力マーケットである食品業界におきましては、外食産業では行動制限の解除により売上高は回復傾向にあるものの、エネルギー価格や原材料の高騰等により厳しい経営環境が続いております。

当社グループの業績に影響を与える為替相場におきましては、期初1ドルあたり122円台で始まり、日米の金融政策の違いに関する思惑からドル高円安基調が強まり、一時151円台まで円安が進みました。その後米国の利上げペース減速の思惑等に加えて、日銀による政策修正観測の高まりを受けて一時127円台までドルが下落した後、再び130円台に戻りその半ばで推移し、期末では133円台となりました。

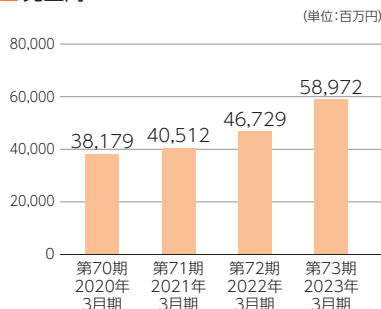
コーヒー業界におきましては、コーヒー相場は期初1ポンドあたり228.40セントからスタートし、最大生産国であるブラジルの収穫量予測等を背景に乱高下を繰り返し、8月に最大240セント付近まで上昇しましたが、その後徐々に下落し、一時143セント台まで下落した後3月末では170.50セントとなりました。

このような状況のなか、当社グループは、当連結会計年度より新たな中期経営計画「SHINE 2024」をスタートさせました。これは、「少しでも多くの、少しでも大きな食の幸せを創る」を目標にGHG（温室効果ガス）を削減しながらの企業成長や、社会的課題解決のビジネス化に積極的に取り組むものです。

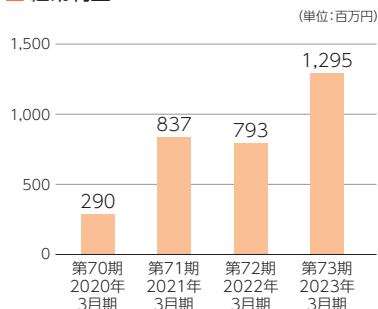
当連結会計年度は、その初年度として新中期経営計画実践に向け意欲的に取り組もうとしましたが、期初からの上記した著しいドル高円安が進み、当社グループは取扱商品の多くを輸入しているため、2021年から顕著となっていたコーヒー相場の上昇分と合わせ、お客様に販売価格への転嫁の協力をお願いしていくことになりました。それにより売上高は増加いたしました。転嫁は仕入価格上昇を十分にカバーしきれず利益率は低下を余儀なくされました。しかし、販売費及び一般管理費は適切なコントロールにより抑制に努め、売上高に対する比率は低下いたしました。

そうしたことにより当連結会計年度においては、売上高は58,972百万円（前年同期比26.2%増加）、売上総利益は7,623百万円（前年同期比14.9%増加）、営業利益は1,317百万円（前年同期比89.4%増加）、経常利益は1,295百万円（前年同期比63.2%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は792百万円（前年同期比48.7%増加）となりました。

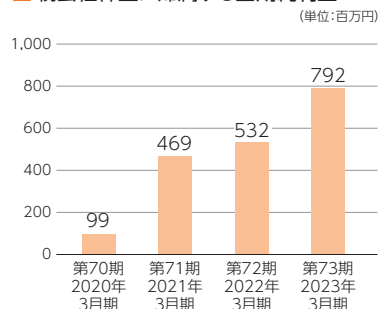
#### 売上高



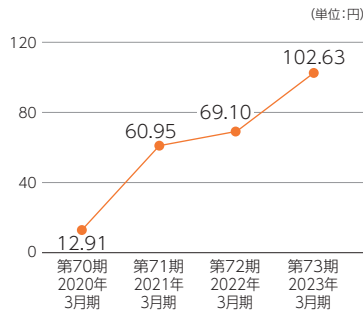
#### 経常利益



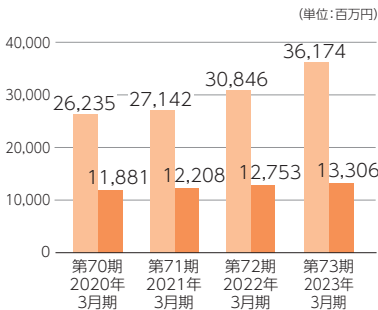
#### 親会社株主に帰属する当期純利益



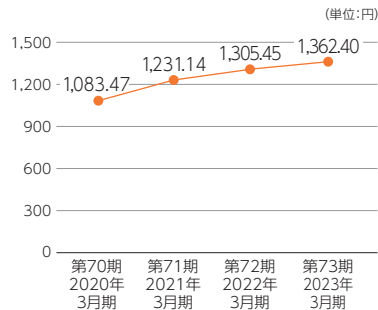
#### 1株当たり当期純利益



#### 総資産 / 純資産



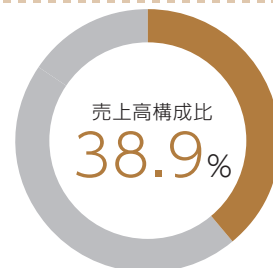
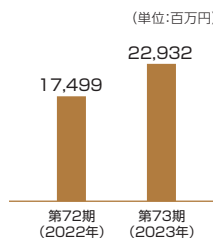
#### 1株当たり純資産額



# コーヒー・飲料事業

売上高

229億3千2百万円



## ● コーヒー飲料原料

コーヒー生豆は、コーヒー相場の高騰及び円安により販売価格が上昇し、売上高が大幅に増加いたしました。

また、自家焙煎店、量販店などの家庭用ルートや、一部の輸出が好調で販売量が増加し、新型コロナウイルスが落ち着いてきたことで業務用卸への販売も回復傾向にあることも売上高の増加を支えました。

飲料原料は、円安により販売価格が上がっていることに加え、飲料メーカー向けの販売が好調だったことにより売上高が増加いたしました。

その結果、コーヒー飲料原料の売上高は前年同期比39.7%増加いたしました。



ブラジル ダラゴア農園/  
サステナブルな取組を行う農園

## ● コーヒー飲料製品

工業用製品の販売はコーヒー相場の高騰及び円安に伴う販売価格上昇により増加し、またWITHコロナが浸透したことにより外食需要が回復し、業務用は増加する一方、コーヒーバッグに関しては、値上げの影響により一部の量販店向けの販売が苦戦を強いられる結果となりました。

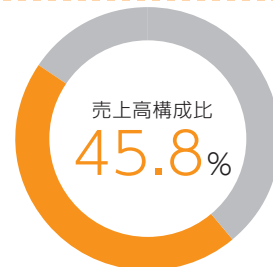
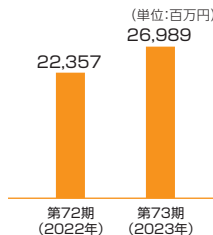
その結果、コーヒー飲料製品の売上高は前年同期比26.2%増加いたしました。

これらの理由により、コーヒー・飲料事業の売上高は22,932百万円と前年同期比31.0%の増加となり、売上総利益は3,236百万円と前年同期比13.1%の増加となりました。

# 食品事業

売上高

269億8千9百万円



## 加工食品

ドライ商品は、量販店向けの野菜缶詰、メーカー原料・給食業態向けへのフルーツ缶詰等の販売が増加し、各商品群の価格改定も進み、売上高は前年同期比21.2%増加いたしました。

フローズン商品は、中国産ポテトの取り扱いが本格化し、既存の量販惣菜業態、小売業態・外食業態への販売が増加傾向で推移し、外食向け大型商品の価格改定・市場の復調もあり、売上高は前年同期比47.4%増加いたしました。

メーカー商品は、ドライ・フローズンともに、昨年落ち込んだ外食向けの販売が回復に向かい、売上高は前年同期比15.6%増加いたしました。

その結果、加工食品全体の売上高は前年同期比23.7%増加いたしました。

## 水産

水産は、新型コロナウイルスの規制緩和による外食業界の復調、及び観光地宿泊施設等の需要回復の影響によりエビ商品の販売が増加したことに加え、円安による販売単価上昇により売上高が増加いたしました。

その結果、水産の売上高は前年同期比17.4%増加いたしました。

## 調理冷蔵

調理冷蔵は、顧客需要の変化に伴い工場にて使用される鶏肉原料等の売上が伸びております。その一方、量販店を中心に販売しております合鴨製品の需要鈍化の影響を受け厳しい状況にて推移いたしました。

その結果、調理冷蔵の売上高は前年同期比7.3%増加いたしました。

## 農産

生鮮野菜は、台湾向けの国産玉葱の輸出が本格化し大幅に増加いたしました。また中国産玉葱の輸入販売におきましては、既存得意先の販売シェアが拡大したことに加え、円安による販売単価上昇により売上高が大きく増加いたしました。

農産加工品は、既存得意先の販売シェア拡大及び新規得意先開拓が進み、れんこん加工品、唐辛子、トマト加工品の販売が増加いたしました。

その結果、農産の売上高は前年同期比29.8%増加いたしました。



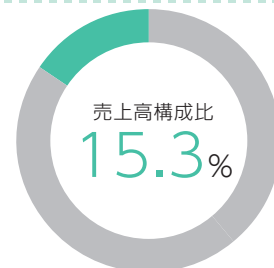
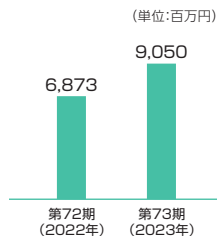
れんこん加工品

これらの理由により食品事業の売上高は26,989百万円と前年同期比20.7%の増加となり、売上総利益は3,189百万円と前年同期比13.4%の増加となりました。

## 海外事業

売上高

90億5千万円



WITHコロナの生活様式が定着した海外市場では、料飲店での外食機会が大幅に増加しました。それに伴い、日本食を提供するレストラン向け業務用食材の需要も増加し、日本から食材の輸出が増加しました。その一方、コロナ禍で急拡大した小売店での巣ごもり需要は縮小へと転じ、小売用日本食材の輸出は減少しました。当社の主たる販売ルートは、小売店向けであるため、日本からの輸出売上高は前年に比べ減少する結果となりました。中国の現地法人においては現地のコロナ対応の影響がありましたが、一年を通して、中国国内向けの出荷量を伸ばしました。

その結果、海外事業の売上高は9,050百万円と前年同期比31.7%の増加となり、売上総利益は1,197百万円と前年同期比24.3%の増加となりました。



握りかき揚げ/日本食を提供するレストラン向けの業務用食材



缶酎ハイ

## (2) 設備投資の状況

### 当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

### 連結会計年度中において継続中の主要な設備の新設

前連結会計年度末に計画中であった関西アライドコーヒーローズスターズ(株) (連結子会社) の新工場建設について、当初投資金額2,200百万円を見込んでおりましたが、設備スペック及び工事計画の見直し、さらに建築資材の高騰の影響等により、投資額は未定としております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	当連結会計年度 2023年3月期
売上高 (百万円)	38,179	40,512	46,729	58,972
経常利益 (百万円)	290	837	793	1,295
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	99	469	532	792
1株当たり当期純利益	12円91銭	60円95銭	69円10銭	102円63銭
総資産 (百万円)	26,235	27,142	30,846	36,174
純資産 (百万円)	11,881	12,208	12,753	13,306
1株当たり純資産額	1,083円47銭	1,231円14銭	1,305円45銭	1,362円40銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 2022年3月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2022年3月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



## (5) 対処すべき課題

当社グループは、ミッションとして「世界の食の幸せに貢献する」を掲げ、永く続く会社＝200年企業を目指しております。2022年度からは新たに中期経営計画「SHINE2024」（3ヶ年計画）をスタートさせ、「少しでも多くの、少しでも大きな食の幸せを創る」ことを目標にGHG（温室効果ガス）を削減しながらの企業成長や、社会的課題解決のビジネス化に積極的に取り組んでおります。コロナ禍を経て大きく変化していく世の中の動きを機会ととらえて、迅速かつ的確に対応するとともに投資の効率性を追求しながら、事業の持続的成長を目指すため、以下を課題として挙げ、対処してまいります。

### ① サステナビリティと事業成長

- ・GXを軸とした商品開発、ビジネスモデル変革、収益追求
- ・社会課題、環境課題への対策推進
- ・パートナー企業との高度な事業連携

### ② 事業管理高度化

- ・投資効率管理の向上（ROIC経営導入の推進）
- ・2年後の目標数字として投下資本利益率（ROIC）、自己資本当期純利益率（ROE）、株価純資産倍率（PBR）等の定量目標の達成
- ・非財務情報の定量化、積極的開示による信頼度向上

### ③ DX推進・AI活用

- ・業務の抜本的見直し
- ・社員のリスクリングによる育成

### ④ 人財力強化・エンゲージメント向上

- ・多様な人財の活躍推進（女性管理職比率、障がい者雇用率等の定量目標の達成）
- ・社員一人ひとりが新たな挑戦を生む土壌と個々の機会

### ⑤ グループ力強化

- ・本社機能の専門化とグループ各社との連携強化、一体的発展
- ・新たなフィールドへの挑戦（欧州拠点等）

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
ユーエスフーズ(株)	50百万円	100.0	コーヒー生豆の販売
関西アライドコーヒーロースターズ(株)	330百万円	68.6	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒー・インスタントコーヒーの加工受託
石光商貿(上海)有限公司	千U.S.\$ 1,500	100.0	コーヒー及び食品の販売
THAI ISHIMITSU CO.,LTD. (注)	千BAHT4,000	49.0	コーヒー及び食品の販売
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited (注)	千INR64,000	50.0	紅茶製品の製造販売
東京アライドコーヒーロースターズ(株)	314百万円	59.2	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒーの加工・販売

(注) 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

## (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは主な事業としてコーヒー及び食品の販売を行っており、その部門別の主要品目等は次のとおりであります。

事業別	主要品目等
コーヒー・飲料事業	コーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、紅茶等茶類、コーヒー関連器具・備品
食品事業	瓶・缶詰、小麦加工品、調味料、乳製品、油脂、酒類、素材加工品（水産・畜産・農産）、調理加工品、生鮮野菜、野菜缶詰、塩蔵野菜、農産加工品
海外事業	上記品目

## (8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

名称	所在地	
当社	本社	兵庫県神戸市
	東京支店	東京都品川区
	福岡支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	札幌支店	北海道札幌市
ユーエスフーズ(株)	本社	東京都足立区
関西アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	兵庫県神戸市
	大阪工場	大阪府大阪市
石光商貿（上海）有限公司	本社	中華人民共和国上海市
THAI ISHIMITSU CO., LTD.	本社	タイ王国バンコク市
東京アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	東京都大田区
	横浜工場	神奈川県横浜市
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited	本社	インド共和国コルカタ市

## (9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
461名 (112名)	25名 (5名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は( )内に平均人員を外書で記載しております。

## (10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	4,201百万円
(株)三菱UFJ銀行	2,123百万円
(株)みなと銀行	1,275百万円
(株)りそな銀行	1,150百万円

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 …………… 22,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 …………… 8,000,000株  
(自己株式277,901株含む)
- (3) 株主数 …………… 5,103名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
マリンフード(株)	375 千株	4.9 %
石光商事従業員持株会	358	4.6
(株)三井住友銀行	252	3.3
石光輝男	238	3.1
駒澤孝江	216	2.8
日米珈琲(株)	204	2.6
(株)トーホー	200	2.6
(株)みなと銀行	194	2.5
丸紅(株)	192	2.5
石光輝信	179	2.3

- (注) 1. 当社は自己株式を277,901株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(277,901株)を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	14,270株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 脇 智 広	石光商貿（上海）有限公司董事長
取締役副社長	中 埜 晶 夫	
取締役	吉 川 宗 利	
取締役	本 間 孝 三	事業改革推進本部長
取締役	小 野 智 昭	東京アライドコーヒーロースターズ <sup>(株)</sup> 代表取締役社長
取締役	荒 川 正 臣	コーヒー・飲料部門長
取締役	近 藤 直	
取締役	百 瀬 則 子	
常勤監査役	草 場 鉄 郎	
監査役	藤 井 啓 吾	
監査役	板 垣 克 己	

- (注) 1. 取締役 近藤直氏及び百瀬則子氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 藤井啓吾氏及び板垣克己氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 草場鉄郎氏は、当社において関連業務を長く経験しており、監査役 藤井啓吾氏は、教職に通じ会社関連の法務に通暁しているのみならず、金融機関における豊富な知見を有しており、監査役 板垣克己氏は、わが国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験し、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、豊富な知見を有しております。3名ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、近藤直氏、百瀬則子氏、藤井啓吾氏及び板垣克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
① 新任 2022年6月29日開催の第72期定時株主総会において、荒川正臣氏及び百瀬則子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
② 退任 2022年6月29日開催の第72期定時株主総会の終結の時をもって、吉村美紀氏は任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	近藤直	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に出身分野である食品業界で長年培った知識・見地から適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
取締役	百瀬則子	取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、CSV、ESGへの取り組みに関する豊富な経験と知識から、SDGsの観点で適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に努めております。
監査役	藤井啓吾	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	板垣克己	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は当社の取締役の報酬を、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、社会等における様々なバランスを考慮し、また人材確保の視点で競争力を保ち、各職責を踏まえた適正な水準とすることです。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての金銭報酬及び同株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の基本報酬・業績連動報酬を含めた種類別の報酬額・報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、社外取締役を主要メンバーとする報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会に答申するものとしています。

報酬の種類ごとに、基本報酬については、月例の固定報酬とし、職務内容・責任、世間水準及び従業員との整合性を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、報酬諮問委員会が個別の基本報酬についてチェックを行い、取締役会で決定されます。業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定量目標及び定性目標の達成度を反映させて算出した報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。業績連動報酬等の内一定割合を金銭報酬、残りを取締役退任時までの譲渡制限付株式、すなわち非金銭報酬としています。業績連動報酬等の評価のための各目標項目の達成及び実績度合の評定の目安は報酬諮問委員会から示されます。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の基本報酬の額は、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を、過半数の委員が社外取締役で構成される報酬諮問委員会がチェックを行った上で取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬別の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等	
取締役	108,212	94,200	7,005	7,006	9
(うち社外取締役)	(9,000)	(9,000)	(—)	(—)	(3)
監査役	19,800	19,800	—	—	3
(うち社外監査役)	(8,400)	(8,400)	—	—	(2)

(注) 上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

- ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役（社外取締役は除く）に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、業績との連動性を明確にし、取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から、各事業年度の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績を指標としており、各取締役の役割、貢献度等を総合的に判断し、報酬諮問委員会において検討し取締役会において決定しております。

当事業年度を含む業績指標の推移は1.(4)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。



## ⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまと一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対して普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。

当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付として、譲渡制限解除は取締役退任時を原則とします。

また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、基本報酬を含めて年額250百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年35,000株以内とします。なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載の通りです。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,500千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54,380千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「海外子会社管理に関するアドバイザリーサービス」、「グループガバナンスの課題・改善策の明確化に関する助言業務」及び「子会社の決算体制に関する助言業務」についての対価を支払っております。当該対価は、上記(2) 会計監査人の報酬等の額②に含まれております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を最重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じ、かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、以下の3点を目標に掲げております。

- (1) 実質的な収益力反映と平準化により調整したEPSに対する連結配当性向の目標を25%程度とすること
- (2) 株主目線に立ち、中期経営計画に基づきPBRの漸次引上げを図るよう、時価ベースのDOEと簿価ベースのDOEの両方について十分に目配りすること
- (3) 今後の投資計画を見据え、内部留保の拡充・有効活用による企業競争力の強化、株主価値の向上との適切なバランスを考慮すること

2023年5月31日開催の取締役会において、第73期の期末配当金につきましては、1株につき24円とさせていただくことを決議いたしました。

**当期の1株当たり配当額** ..... 金24円  
**配当総額** ..... 185,330,376円  
**効力発生日** ..... 2023年6月15日

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,201,644</b>
現金及び預金	5,188,837
受取手形及び売掛金	11,735,550
商品及び製品	7,103,011
未着商品	2,450,534
仕掛品	31,849
原材料及び貯蔵品	940,421
その他	754,540
貸倒引当金	△3,099
<b>固定資産</b>	<b>7,969,250</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,526,074</b>
建物及び構築物	1,660,111
機械装置及び運搬具	878,584
土地	3,156,471
リース資産	627,841
その他	203,065
<b>無形固定資産</b>	<b>203,144</b>
リース資産	34,801
その他	168,343
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,240,030</b>
投資有価証券	715,925
繰延税金資産	75,576
その他	546,777
貸倒引当金	△98,248
<b>繰延資産</b>	<b>3,334</b>
社債発行費	3,334
<b>資産合計</b>	<b>36,174,229</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>18,921,352</b>
支払手形及び買掛金	7,665,259
短期借入金	7,512,000
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,301,460
リース債務	183,253
未払金	1,428,621
未払法人税等	250,319
未払消費税等	41,286
契約負債	76,281
賞与引当金	207,617
役員賞与引当金	25,853
その他	173,401
<b>固定負債</b>	<b>3,946,196</b>
社債	148,000
長期借入金	2,321,360
リース債務	610,003
繰延税金負債	262,646
退職給付に係る負債	412,494
役員退職慰労引当金	833
長期未払金	9,219
資産除去債務	129,424
その他	52,214
<b>負債合計</b>	<b>22,867,549</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>10,323,560</b>
資本金	623,200
資本剰余金	904,195
利益剰余金	8,898,559
自己株式	△102,394
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>197,019</b>
その他有価証券評価差額金	163,958
繰延ヘッジ損益	△13,333
為替換算調整勘定	46,393
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,786,100</b>
<b>純資産合計</b>	<b>13,306,680</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>36,174,229</b>

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		58,972,245
売上原価		51,348,558
売上総利益		7,623,687
販売費及び一般管理費		6,306,269
営業利益		1,317,418
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,105	
受取賃貸料	21,519	
社宅使用料	18,825	
その他	46,551	113,002
営業外費用		
支払利息	79,361	
持分法による投資損失	3,526	
為替差損	38,204	
その他	13,919	135,011
経常利益		1,295,408
特別利益		
投資有価証券売却益	6,130	
補助金収入	25,278	31,409
特別損失		
固定資産除却損	3,641	3,641
税金等調整前当期純利益		1,323,176
法人税、住民税及び事業税	402,995	
法人税等調整額	55,258	458,254
当期純利益		864,922
非支配株主に帰属する当期純利益		72,727
親会社株主に帰属する当期純利益		792,194

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>21,268,371</b>
現金及び預金	2,594,887
受取手形	168,633
売掛金	9,629,005
商品	5,476,132
未着商品	2,450,534
前払費用	65,269
未収入金	599,958
その他	287,869
貸倒引当金	△3,919
<b>固定資産</b>	<b>4,729,455</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,757,906</b>
建物	923,843
構築物	4,625
機械及び装置	4,698
工具器具備品	5,577
土地	1,800,795
リース資産	2,464
その他	15,900
<b>無形固定資産</b>	<b>111,609</b>
ソフトウェア	10,011
リース資産	34,801
その他	66,796
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,859,939</b>
投資有価証券	388,592
関係会社株式	940,635
出資金	33,172
関係会社出資金	37,860
長期貸付金	181,545
破産更生債権等	252,007
長期前払費用	4,142
敷金保証金	178,747
その他	27,282
貸倒引当金	△184,045
<b>繰延資産</b>	<b>3,334</b>
社債発行費	3,334
<b>資産合計</b>	<b>26,001,162</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>16,872,796</b>
支払手形	13,707
買掛金	5,140,669
短期借入金	7,512,000
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,289,460
リース債務	29,664
未払金	1,117,246
未払費用	39,010
未払法人税等	127,805
契約負債	17,241
関係会社預り金	1,275,000
預り金	15,014
前受収益	1,980
賞与引当金	180,864
役員賞与引当金	25,853
その他	31,279
<b>固定負債</b>	<b>2,809,225</b>
社債	148,000
長期借入金	2,318,360
リース債務	63,236
繰延税金負債	202,998
退職給付引当金	16,311
長期未払金	9,219
その他	51,100
<b>負債合計</b>	<b>19,682,022</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>6,190,423</b>
<b>資本金</b>	<b>623,200</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>358,750</b>
資本準備金	357,000
その他資本剰余金	1,750
<b>利益剰余金</b>	<b>5,310,867</b>
利益準備金	84,700
その他利益剰余金	5,226,167
固定資産圧縮積立金	548,848
別途積立金	2,857,000
繰越利益剰余金	1,820,318
<b>自己株式</b>	<b>△102,394</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>128,716</b>
その他有価証券評価差額金	142,049
繰延ヘッジ損益	△13,333
<b>純資産合計</b>	<b>6,319,139</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>26,001,162</b>

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		51,124,415
売上原価		45,786,087
売上総利益		5,338,328
販売費及び一般管理費		4,806,974
営業利益		531,353
営業外収益		
受取利息及び配当金	148,243	
受取賃貸料	86,079	
為替差益	5,259	
その他	45,996	285,577
営業外費用		
支払利息	62,002	
賃貸収入原価	18,943	
その他	23,532	104,477
経常利益		712,453
特別利益		
投資有価証券売却益	6,130	
補助金収入	2,800	8,930
特別損失		
子会社清算損	2,062	2,062
税引前当期純利益		719,321
法人税、住民税及び事業税	178,634	
法人税等調整額	1,823	180,458
当期純利益		538,863

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

石光商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桂 雄 一 郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石光商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

石光商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桂 雄 一 郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石光商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

石光商事株式会社監査役会

常 勤 監 査 役 草 場 鉄 郎 ㊟

監 査 役 藤 井 啓 吾 ㊟

監 査 役 板 垣 克 己 ㊟

(注) 監査役藤井啓吾及び監査役板垣克己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

メモ欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

× 毛 欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---




A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited  
インドにおいて紅茶製品の製造販売をしております。

石光商貿(上海)有限公司  
中華人民共和国においてコーヒー、食品等の販売をしております。

THAI ISHIMITSU CO., LTD.  
タイ王国においてコーヒー、食品等の販売をしております。

**当 社**

当社取扱主要品目を海外から輸入又は国内で仕入れ、全国のコーヒー焙煎業者、業務用食品問屋、飲料メーカー、食品加工メーカー、量販店、外食チェーン等に販売しております。



● 本社 神戸市灘区岩屋南町4-40  
● 東京支店 東京都品川区南大井6-26-2  
● 福岡支店 福岡市博多区博多駅南1-15-22  
● 名古屋支店 名古屋市中区五反田町91  
● 札幌支店 札幌市中央区北1条西9-3-10

札幌支店

ユーエスフーズ(株)  
コーヒー生豆を自家焙煎喫茶店等の小口ユーザーに販売しております。

東京支店

名古屋支店

福岡支店

関西アライドコーヒーロースターズ(株)  
コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒー・インスタントコーヒーの加工受託をしております。

東京アライドコーヒーロースターズ(株)  
コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒーの加工・販売をしております。

## 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
期末配当金受領株主確定日	3月31日	電話照会先	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00～17:00(土日休日を除く)
中間配当金受領株主確定日 (剰余金の配当をする場合)	9月30日	上場証券取引所	東京証券取引所(スタンダード)
定時株主総会	毎年6月	公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL <a href="https://www.ishimitsu.co.jp/ir/koukoku/">https://www.ishimitsu.co.jp/ir/koukoku/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号		
事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		

### (ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。株主名簿管理人(三井住友信託銀行)ではお取扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、上記特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行)にお問合せください。
- 未受領の配当金につきましては、三井住友信託銀行本支店でお支払いいたします。

## 中期経営計画 SHINE2024

ミッション「世界の食の幸せに貢献する」200年企業を目指す  
「2030年」のありたい姿に向けて

- ・ガバナンスの土台…プライム市場上場会社に匹敵するレベル  
グループ会社の適切な統制と一体的発展
- ・エンゲージメント向上の土台…新たな働き方、リカレントへの積極的支援等による  
従業員エンゲージメント向上への取り組み
- ・ビジネスの土台…GHG（温室効果ガス）を削減しながらの企業成長、社会的課題  
解決のビジネス化、事業拡大の体制づくり推進・強化

## FY2022の進捗

	当初計画値 ( )は修正開示後	実績値	
売上高	524億97百万円 (584億00百万円)	589億72百万円	当初計画比 12.3%
営業利益	8億85百万円 (15億40百万円)	13億17百万円	当初計画比 48.8%
経常利益	8億61百万円 (16億00百万円)	12億95百万円	当初計画比 50.4%
親会社株主に帰属 する当期純利益	5億19百万円 (8億95百万円)	7億92百万円	当初計画比 52.5%

## トピックス

## GHG 排出量削減への取り組み

当社の連結子会社である関西アライドコーヒーロースターズ株式会社の神戸工場及び東京アライドコーヒーロースターズ株式会社の横浜工場はカーボンニュートラルな都市ガスを導入しました。

## 配当政策の見直し

2023年3月期より、新たに配当政策の見直しを行いました。

## 情報発信の強化

個人投資家向けに初めて会社説明会を行いました。



**FY2023 ~ 2024 の計画**

	FY2023		FY2024	
	当初計画値	今回目標	当初計画値	今回目標
売上高	541億58百万円	597億13百万円	553億 3百万円	607億86百万円
営業利益	10億円	12億38百万円	12億50百万円	14億72百万円
経常利益	9億88百万円	12億32百万円	12億43百万円	14億66百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6億20百万円	8億 4百万円	7億67百万円	9億20百万円

当社グループを取り巻く状況が、特に為替相場を中心に当初計画策定時から著しく変化していることを踏まえ、この度中期経営計画の目標数値について見直しを行いました。

**FY2023 2030年のありたい姿に向けての取り組み**

- (1) サステナビリティと事業成長
  - ➔ GXを軸とした商品開発、ビジネスモデルの変革、収益追求
- (2) 事業管理高度化
  - ➔ 投資効率管理の向上（ROIC経営導入の推進）
- (3) DX推進・AI活用
  - ➔ 業務の抜本的見直し
- (4) 人財力強化・エンゲージメント向上
  - ➔ 多様な人財の活躍推進
- (5) グループ力強化
  - ➔ グループ各社との連携強化、一体的発展

いつまでもコーヒーを楽しんでほしい

## 「コメダ珈琲店 とろみコーヒー」

～飲み込みに不安のある方もそうでない方も～



珈琲所  
コメダ珈琲店



石光商事株式会社  
S. ISHIMITSU & CO., LTD.



Asahi University Hospital  
SST / Swallowing Support Team

監修  
朝日大学  
谷口教授

### 「コメダ珈琲店 とろみコーヒー」

お湯に溶かすだけで、とろみのついたコーヒーが楽しめる、とろみ調整剤のインスタントコーヒーです。加齢などで飲み込む力が落ちている方や、飲み込みに不安のある方、そうでない方にもお楽しみ頂ける新感覚コーヒーです。



### 【開発の背景】

食べものや飲みものを飲み込む動作がうまく出来ない状況を嚥下障害(えんげしやうがい)といいます。

誰でも飲み込む力が落ちてくると、食事中にむせ込んだりする事があります。その様な状況が続くと飲むことが怖くなり、食べる意欲がなくなり、嗜好飲料でもあるコーヒーも安心して飲めず、避ける要因になります。

今までコーヒーを楽しんできた方が、飲み込むことの不安などにより、コーヒーを飲まなくなる事を知り、コーヒーをこの先も飲んで頂き、くつろぎの時間を過ごしてほしい、そんな想いから朝日大学歯学部 摂食嚥下リハビリテーション学分野 谷口教授監修のもと、株式会社コメダ様と共同でとろみコーヒーを開発いたしました。

とろみをつけても、コーヒーの風味がしっかりと残る様に工夫し、コメダ珈琲店と同じアラビカ100%の味を感じて頂ける様なコーヒーです。

障害などにより、コーヒーを諦めないでほしい、コーヒーを卒業しないでほしい、そんな想いが詰まった商品です。

## 各グループ会社

# 再生可能エネルギー導入の取り組み

### 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社

2022年4月より神戸工場において、ガスについては大阪ガス株式会社が供給するカーボンニュートラルな都市ガス※1を、電気については大阪ガス株式会社の「D-Green RE100」を、ともに大阪ガスの代理店であるDaigasエナジー株式会社を通じ採用しました。「D-Green RE100」は、FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）を利用した電源の非化石証書が再生可能エネルギー100%※2の電気とともに供給される電気料金メニューです。

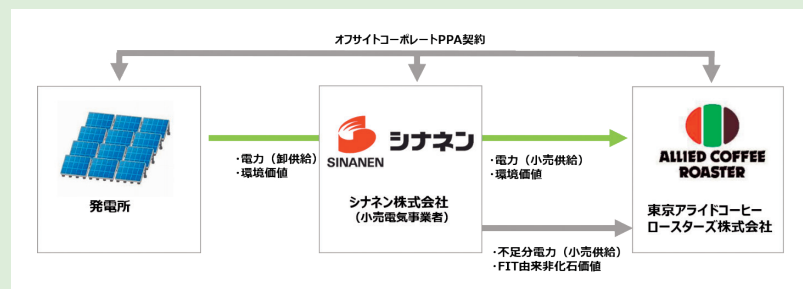
※1 カーボンニュートラルな都市ガス 天然ガスの採掘、輸送、製造、燃焼の工程を含むライフサイクル全体で発生する温室効果ガスをCO<sub>2</sub>クレジットで相殺したカーボンニュートラルLNGを活用したもの

※2 再生可能エネルギー100% 火力や原子力等を含まない再生可能エネルギーにて発電された電気に、非化石証書（再エネ指定）を用いることで、再生可能エネルギー100%の電気とするもの

### 東京アライドコーヒーロースターズ株式会社

2022年12月より横浜工場において、ガスのすべてを東京ガス株式会社の提供するカーボンニュートラル都市ガスに転換しました。

電気については、横浜焙煎サイトに、シナネン社のオフサイトコーポレートPPAの仕組みを用いた再生可能エネルギー由来100%の電力供給を受けることになりました。シナネン社は、同社向けに太陽光発電所を新設し、送配電網を介して電力供給を行います。また、オフサイトコーポレートPPAの太陽光発電だけでは不足する電力について、再生可能エネルギー発電所由来の非化石証書を付与することで、100%再生可能エネルギーの使用を実現します。このようなオフサイトコーポレートPPAの仕組みを用いた再生可能エネルギー由来の電力使用は、コーヒー焙煎業界では初となります。



# 株主総会会場ご案内図

会場 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号

電話 078-861-7791 (石光商事本社)



## 交通のご案内

阪神電車本線「岩屋(兵庫県立美術館前)駅」下車 徒歩約3分  
JR神戸線「灘駅」下車 南出口徒歩約5分

※株主総会会場には、国道2号線側の正面玄関をご利用ください。

駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。